

議案第167号

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

平成29年6月13日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、市道の管理のかしにより発生した事故による損害賠償の額を決定する必要がある
ので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

| 損 害 賠 償 の 相 手 方 | 損 害 賠 償 額 |
|---------------------------------|------------|
| 福岡市中央区 [REDACTED] [REDACTED] | 1,397,648円 |

2 事件の概要

平成29年2月23日午前8時30分頃、相手方 [REDACTED] 所有のマイクロバスが、市内
中央区平尾一丁目13番41号付近の市道を走行中、当該市道の側溝のグレーチング蓋を固定
する部分が老朽化していたため、当該車両の通過により跳ね上がったグレーチング蓋に接
触し、当該車両が破損して損害が生じたものである。